

質 問 書

令和 7年 6月 27日

番号	質問事項	質問に対する 市の見解
1	【実施要領】7 参加資格について 「カ下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿「建設コンサルタント」または「建築コンサルタント」に登録があること。または、委託業務の契約締結までに登録完了する見込みがあること。」とあるが、「キ建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。」と同一箇所でないといけないのか。 例:カの登録は営業所でキの登録は本社の場合の参加資格はどうなるのでしょうか。	下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿登録および建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録について、同じ企業であれば同一箇所でも問題ありません。